

勧誘方針

1. 少額短期保険商品(以下、「保険商品」といいます。)の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。
 - 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他各種法令・諸規則を遵守することは勿論、保険制度が健全に運営されるよう努めます。
 - 販売等に当たっては、お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法に創意工夫し、適正な募集活動を行って参ります。

2. お客様のライフ・プランに合った保険商品の勧誘に努めます。
 - お客様のプライバシーやモラルリスクの排除に十分配慮しつつ、お客様のライフ・プランをベースに、お客様のご意向やご実情に合った商品を販売いたします。

3. お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
 - 販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮します。
 - お客様と直接対面しない勧誘・販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力します。

4. お客様にご信頼・ご満足いただけるよう努めます。
 - 社内研修等により、商品説明や勧誘方法の適正の確保に努めます。
 - お客様の様々なご意見等を十分お聞きし、その後の保険商品の販売・勧誘に反映します。